



# 島根県報

平成27年11月27日（金）

第2,755号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

課税地の指定	（税 務 課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	（障がい福祉課）	2
自立支援医療機関の指定		
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生（2件）	（水 産 課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3

### 【人委告示】

平成27年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施		4
-------------------------------	--	---

### 【正 誤】

平成27年9月29日付け島根県報号外第157号中	（人 事 課）	6
--------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第765号**

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）第4条第2項の規定により、課税地を次のように指定したので、島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）第6条ただし書の規定により告示する。

平成27年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

課税地	地方税法（昭和25年法律第226号）第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等（以下「卸売販売業者等」という。）にあっては地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第12条第3項、第9項、第11項又は第13項に規定する貯蔵場所の所在地、地方税法第74条第4号に規定する小売販売業者（以下「小売販売業者」という。）にあっては同条第5号に規定する営業所の所在地
管轄庁	卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する県民センター
課税地を指定した税目	県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律附則第12条第3項、第9項、第11項又は第13項の規定により課する県たばこ税（以下「手持品課税」という。）に限る。）
課税地を指定した理由	平成28年4月1日、平成29年4月1日、平成30年4月1日及び平成31年4月1日現在において5,000本以上の紙巻たばこ三級品を販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、手持品課税を行うため。

**島根県告示第766号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成27年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名 称	所 在 地		
フリーダム古志薬局 大庭店	松江市宇竜谷土地区画整理事業地区内12街区1号	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成27年11月1日

**島根県告示第767号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

換地計画に係る地区	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
佐田地区（窪田中央工区）	換地計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

---

**島根県告示第768号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市加入区（漁業協同組合 J F しまね）

---

**島根県告示第769号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成27年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

宍道湖東部加入区（宍道湖漁業協同組合）

---

**島根県告示第770号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成27年11月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 届出の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

グッディー大田店 島根県大田市大田町大田字神田口930番2外

**(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所**

株式会社 ウシオ 代表取締役 牛尾 尚正 島根県出雲市塩冶町2125番地1

**(3) 変更しようとする事項****ア 廃棄物等の保管施設の位置**

（変更前）建物南側

（変更後）建物南西側

**イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置**

（変更前）8か所

（変更後）7か所（駐車場No. 2の出入口を1か所削減）

**(4) 変更の年月日**

平成27年12月10日

**2 届出年月日**

---

平成27年11月13日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

**人 事 委 員 会 告 示****島根県人事委員会告示第7号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成27年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）を次のとおり実施する。

平成27年11月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

## 1 受付期間

平成27年11月30日（月）から同年12月22日（火）まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、12月22日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、12月18日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

## 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
建築	2名	島根県の諸機関に勤務し、建築・住宅行政を推進するとともに、県有建築物に関する企画・設計・施工管理等に従事
電気	1名	島根県の諸機関に勤務し、建築物の電気設備等に関する設計・施工管理、県庁舎等の電気設備の保守管理、発電所等の電気設備の運転・保守管理又は防災行政無線設備の管理等の業務に従事

(注) 1 受験の申込みは、いずれか一の試験区分に限る。

2 申込受付後の試験区分の変更は、認めない。

3 採用予定人員は、変更する場合がある。

## 3 受験資格

## (1) 年齢、学歴、資格等

試験区分	年 齢 ・ 学 歴 等
------	-------------

全試験区分	次のいずれかに該当する者 ア 昭和58年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者 イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法に定める大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）を卒業したもの又は平成28年3月31日までに卒業見込みのもの
-------	---

## (2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者（試験区分「建築」のみ。）  
 イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）  
 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

日	時	試験地及び試験場	合格発表
平成28年1月9日（土） （全試験区分共通）	受付時間 8：30～8：50 試験時間 9：00～17：00	松江市 島根県職員会館 （松江市内中原町）	1月29日（金）（予定）に県庁前掲示板及び島根県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に結果を通知する。
平成28年1月10日（日） （試験区分「建築」）	受付時間 8：30～8：50 試験時間（実技試験） 9：00～12：30 試験時間（面接試験） 13：30～		
平成28年1月10日（日） （試験区分「電気」）	試験時間（面接試験） 9：00～		

（注）面接試験の受験者ごとの予定時間は、申込締切後に受験申込者に対して通知する。

## 5 試験の種目、配点及び内容

試験種目及び配点	内 容
教養試験 （150点）	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による大学卒業程度の筆記試験
専門試験 （150点）	専門的な知識及び能力についての択一式による筆記試験
論文試験 （200点）	文章による表現力、課題に対する理解力等の試験
面接試験 （500点）	職務遂行能力等をみる目的での個別面接（事前に自己紹介書の提出）
実技試験 （200点）	専門的な知識及び能力等をみる目的での建築設計の筆記実技試験 ※試験区分「建築」のみ実施
適性検査	職務遂行に必要な適性の検査

（注）試験種目によっては、一定の基準があり、基準に満たない場合は総合得点にかかわらず不合格とする。

## 6 専門試験出題分野

試験区分	出 題 分 野
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画及び建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学

## 7 受験手続

## (1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁本庁舎1階受付、隠岐支庁県民局、各県民センター及び県民センター各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所及び島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書し、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局宛て請求すること。

## (2) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込む場合

島根県人事委員会事務局のホームページの申込画面から申込みとともに、所定の様式により自己紹介書を島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。自己紹介書を郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度資料」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

所定の申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

## 8 合格から採用まで

合格者は、それぞれの試験区分ごとに採用候補者名簿に登載された後、各任命権者の請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

## 9 給与

初任給は、平成27年4月1日現在、原則として次のとおりである。このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（学校卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

試験区分	学 歴	年 齢	公務に有効な民間等経歴	初任給月額
全試験区分	大学卒	22歳	0年	173,903円
		32歳	10年	220,424円

**正****誤**

平成27年9月29日付け島根県報号外第157号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
5	1(2)ア(ア)の表中	44.6歳	44.2歳
13	1(7)ア(イ)bの表中	44.6歳	44.2歳
16	1(7)ア(ウ)bの表中	44.6歳	44.2歳

---

18	1(7)ア(エ) bの表中	44.6歳	44.2歳
21	1(7)イ(イ) bの表中	44.6歳	44.2歳